

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日から、Aにおいて、専門職として業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、B医療機関を受診し、「適応障害」と診断された。  
請求人によると、請求人は、就業上の制限を無視した重量物の運搬などの指示を上司から与えられるなどの嫌がらせ、いじめを受け続けたこと、上司及び同僚との間に継続して種々のトラブルが生じていたこと、セクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」という。）の被害にあっていたこと等により、精神障害を発病したという。
- 3 本件は、請求人の精神障害の発病は、業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断の要件

(略)

##### 3 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病時期と病名については、決定書理由に説示するとおり、〇年〇月頃に、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、前記第3の1(略)のとおり、多様な出来事を主張するので、以下検討する。

(4) まず、メール記録や関係者からの聴取書などに照らせば、Cら上司が、請求人に対し、廃棄物のリストの作成や大量の両面カラー印刷の指示を与えたり、請求人に就業制限があることについて疑義を抱いたことなどの事実が認められるが、それらの出来事の性質や内容に鑑みると、いずれの事実も、請求人が上司の行為に不快感を覚えた程度のものにすぎないと考えられる。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、これらの出来事は、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当し、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(5) 次に、前記第3の1(2)(略)について検討すると、メール記録や関係者からの聴取書などに照らせば、同第3の1(2)(以下各項番等略)などの事

実が認められる。なお、業務改善指導においては、決定書理由に説示のとおり、上司らは、請求人に対し、違反行為を行ったことを認める旨の署名をするよう強要した事実はなく、同日に業務指導のミーティングが行われた事実があったことを認める署名をするよう求めたにすぎず、暴行・脅迫・強要にわたるような言動はなかったと認められ、その他の出来事についても暴言等は確認されない。したがって、ア、イ、エ及びオ（いずれも略）について上記に認定した各出来事は、請求人が、上司らから業務指導の範囲内である強い指導・叱責を受けたものということができる。

そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、上記（略）に関して認定した各出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、それらの心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

また、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、上記キ（略）に関して認定した出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当し、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、請求人が主張する第3の1（2）のウ（略）及びカ（略）について、関係資料を精査するも、請求人の主張を裏付ける資料はなく、事実は確認できない。

(6) さらに、前記第3の1（3）（略）について検討すると、関係者の申述やメール等、関係資料を精査するも、請求人が、主張に係るセクハラを受けたことを確認できる客観的かつ的確な資料はない。したがって、認定基準別表1の具体的出来事「セクシュアルハラスメントを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する出来事があったと認めることはできない。

(7) 以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、総合評価が「中」のものが1つ、総合評価が「弱」のものが2つであって、全体評価は「中」ということができ、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

(8) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

#### 4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。